

同行援護

令和元年10月報酬単価

同行援護	30分未満	184 単位
	30分以上1時間未満	292 単位
	1時間以上1時間30分未満	421 単位
	1時間30分以上2時間未満	485 単位
	2時間以上2時間30分未満	548 単位
	2時間30分以上3時間未満	611 単位
	3時間以上	674単位に30分を 増すごとに+63 単位

旧単価

同行援護	30分未満	184 単位
	30分以上1時間未満	291 単位
	1時間以上1時間30分未満	420 単位
	1時間30分以上2時間未満	484 単位
	2時間以上2時間30分未満	547 単位
	2時間30分以上3時間未満	610 単位
	3時間以上	673単位に30分を 増すごとに+63 単位

同行援護

令和元年10月報酬単価

基礎研修課程修了者により行われる場合 平成30年4月以降に支給決定を受ける 場合	90 %
盲ろう者向け通訳・介助員により行われ る場合	90 %
2人の同行援護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	+25 %
深夜の場合	+50 %
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介 助員が支援を行う場合	+25 %
障害支援区分3に該当する者の場合	+20 %
障害支援区分4以上に該当する者の場合	+40 %

旧単価

基礎研修課程修了者により行われる場合 平成30年4月以降に支給決定を受ける 場合	90 %
身体介護を伴う場合	70 %
身体介護を伴わない場合	90 %
盲ろう者向け通訳・介助員により行われ る場合	90 %
2人の同行援護従業者による場合	× 2
夜間もしくは早朝の場合	+25 %
深夜の場合	+50 %
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介 助員が支援を行う場合 「平成30年4月以降に支給決定を受け る場合」に限る	+25 %
障害支援区分3に該当する者の場合 「平成30年4月以降に支給決定を受け る場合」に限る	+20 %
障害支援区分4以上に該当する者の場合 「平成30年4月以降に支給決定を受け る場合」に限る	+40 %

同行援護

令和元年10月報酬単価

特定事業所加算（Ⅰ）	20 %	
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %	
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %	
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算	100 単位	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※ (Ⅳ) と (Ⅴ) は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	14.8 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	11.5 %	新設

旧単価

特定事業所加算（Ⅰ）	20 %
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	12.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※ (Ⅳ) と (Ⅴ) は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4.1 %